

平成29年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成29年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成29年第4回定例会記録				
招集年月日	平成29年12月12日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成29年12月12日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	平成29年12月12日 午後 3時43分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	2番 澤 上 訓			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	総 務 課 長	倉 舘 広 美
	分庁サービス課長	松 林 政 彦	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿
	まちづくり防災課長	田 中 貴 重	税 務 課 長	赤 坂 千 敏
	町 民 課 長	澤 田 常 男	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦
	介 護 福 祉 課 長	小 向 仁 生	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸
	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠
	会 計 管 理 者	北 向 勝	病 院 事 務 長	小 向 博 明
	教育委員会教育長	福 津 康 隆	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	選挙管理委員会事務局長	倉 舘 広 美	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松
	農業委員会事務局長	西 舘 道 幸	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
	監査委員事務局長	中 野 重 男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	谷地由美子		
町長提出 議案の題目20	1	報告第29号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について）	
	2	報告第30号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について）	
	3	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	4	議案第56号	おいらせ町定住促進条例の制定について	
	5	議案第57号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
	6	議案第58号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第59号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第60号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第61号	おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第62号	おいらせ町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第63号	おいらせ町納税奨励条例の廃止について	
	12	議案第64号	新学校給食センター調理用品等購入契約の締結について	
	13	議案第65号	上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について	
	14	議案第66号	平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について	
	15	議案第67号	平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	
	16	議案第68号	平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
	17	議案第69号	平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	
	18	議案第70号	平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
	19	議案第71号	平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
	20	議案第72号	平成29年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について	

議員提出 議案の題目	21 発議第2号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について	
	22 陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について	
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の3名を指名した。	
	1 番 澤 上 勝 議員	
	2 番 澤 上 訓 議員	
	3 番 木 村 忠 一 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 着席ください。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時00分)
会議録署名議員の補充指名	馬場議長	なお、2番、澤上 訓議員は欠席であります。 ここで、会議録署名議員の補充をします。 本定例会の会議録署名議員に指名されていた2番、澤上 訓君が欠席のため、3番、木村忠一議員を補充指名します。
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p>	<p>日程第1、報告第29号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告第29号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書8ページから11ページをごらんください。</p> <p>本件は、既定予算の総額に1,249万3,000円を追加し、予算の総額を104億7,307万9,000円としたもので、10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る経費として9月29日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>歳出の主なものにつきましてご説明申し上げますので、別冊の事項別明細書をご用意ください。タイトルは平成29年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明書でございます。</p> <p>まず、歳出の内容であります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>2款5項4目衆議院議員選挙費として、1節選挙管理委員会委員報酬から14節機器借上料まで、それぞれ衆議院議員総選挙執行に係る必要経費を計上したものであります。</p> <p>次に、歳入の内容であります。</p> <p>3ページをごらんください。</p> <p>15款3項1目総務費県委託金の衆議院議員選挙事務委託金1,209万3,000円の追加は、選挙執行に係る委託金として県から交付されるものです。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金40万円は、歳入歳出財源調整として増額したものであります。</p> <p>5ページ、6ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給与費等の変更について示したものであり、5ページ、特別職については選挙管理委員会委員及び選挙長等の報酬を、6ページ、一般職については、職員の時間外勤務手当を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。3ページから4ページまでです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>改めて確認をしますけれども、補正の場合の専決処分、駆け込む場合は9月29日にしているわけでありましてけれども、30日から発生するというので、29日から専決処分をしたという捉え方でいいのか、その部分。</p> <p>それから、これは、衆議院議員の選挙でありますから、きのうも私、期日前投票所の話をしておりますけれども、例えば設けた場合、補助金が100%来るのか来ないのか、その辺の見解をお願いします。</p> <p>それから、給与費の明細書もよろしいですか、議長。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>3ページから4ページ。事項別明細書のですか。(「はい」の声あり)</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それではお答えいたします。9月29日付の専決処分の理由のところでございます。</p> <p>9月29日の日にちについては、ちょっと戻って確かなことを調べなければ正確なことをお答えできませんが、9月29日は閣議決定等によって、衆議院議員総選挙が執行されることが決まったことと認識しており……済みません、日にちの確かなところをお答えいたしますので、後刻調べてきちんとしたものを報告したいと思います。済みません。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>総務課長</p>	<p>お答えします。</p>

質疑	(倉館広美君)	期日前投票に係る経費の国庫補助ということでもありますけれども、9分の5であります。
	馬場議長	1番。
	1番 (澤上 勝君)	今、補助率ですけれども、ぱっと聞いたら9分の5と言いましたけれども、6割。10分の5でなく。その辺の説明もこの後、していただければと思います。9の根拠がどこにあるのか、単純にわからない。 それから、先ほどの専決処分の日になんですけれども、基本的に会計が動くから早く専決、多分俺はしていると思うけれども、発生しているから、考え方ね。これだけでなく、どの部分でもそうですけれども、こういう会計に当たって専決処分しているということは発生主義で、発生が起きるから、金が動くから多分専決処分していると思うんです。そうでなければ専決処分する必要もないと思います。その辺の見解をもう一度。
答弁	馬場議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。専決処分の考え方でございます。 議員おっしゃるとおり、経費が発生する事由があればその日に専決処分することになります。 以上です。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長 (倉館広美君)	県からいただいた文章でありますけれども、「その整備に係る経費については9分の5を乗じた額を承認すること」とあります。 以上です。
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	3回目ですから最後ですけれども、総金額の9分の5という意味が、もう少し表現がわかりやすい言葉でご説明をお願いします

<p>答弁</p>	<p>馬場議長 総務課長 (倉館広美君) 馬場議長 (議員席) 馬場議長</p>	<p>す。 総務課長。 期日前投票所の増設に係る経費の9分の5という解釈でございます。 以上です。 ほかに質疑ございませんか。 **なしの声** なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。事項別明細書5ページから6ページです。 質疑ありませんか。 1番、澤上 勝議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (澤上 勝君) 馬場議長</p>	<p>2点。補正とか補正後というのはよくわかりますけれども…… スイッチを入れてください。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (澤上 勝君) 馬場議長</p>	<p>三役については3となっておりますけれども、現実には2でありますから、これは間違いなのか、その辺の見解。 それから、共済費とありますけれども、これは特別、町長とか議員の部分は何かのお金か。それからその他の特別職もそうですけれども、共済費は何に当たるのか、その説明。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。 お答えいたします。 まず、5ページの特別職の長等に3の人数であります。これは予算上、3名計上してございますので、その人数で3ということで計上してございます。町長、副町長、教育長の3名分予算措置してございますので、その人数3ということでございます。 (「共済費、共済組合」の声あり) それから、共済費につきましては、4節の共済費等が該当する</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>ものになります。今回の補正の中では、共済費等は補正されてご ざいませので、比較のところはゼロで表示しております。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>三役は3人予算計上しているということでありませけれども、 これだけまめに補正予算を組むんですから、それなりの減額をし てもいいんでないですか、考え方、一つは。</p> <p>それから、今の共済費については何項目と言いますけれども、 これもわかりにくい説明でありますから、わかるように説明して ください。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、長等の3人のところがございますが、あくまでも今回の 補正は衆議院議員総選挙執行に係る経費として専決処分したも のでございますので、今の特別職の人員等はその補正には関係な いといひますか、そこは違う部分の補正でございますので、今 回の補正の対象になってございませ。</p> <p>それから、共済費等につきましても今回の補正予算書のところ には掲載してございませませんが、例えば当初予算書であつたり決算 書でありますと、きちんと全款項目節について掲載されていま すので、そこの中の共済費のところを見ればわかると思ひます ので、もし詳細のところを知りたいのであれば、企画財政課のほう に後日来ていただければと思ひてございませ。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、報告第29号について採決いたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	馬場議長	<p>日程第2、報告第30号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、報告第30号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書12ページから15ページをごらんください。</p> <p>本件は、既定予算の総額に40万7,000円を追加し、予算の総額を104億7,348万6,000円としたもので、11月7日執行の奥入瀬川東部土地改良区総代補欠選挙に係る経費として、10月10日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>歳入歳出主なものにつきましてご説明申し上げますので、別冊の事項別明細書をご用意ください。</p> <p>タイトルは、平成29年度一般会計補正予算（第5号）に係る説明書でございます。</p> <p>まず、歳出の内容であります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>2款5項5目奥入瀬川東部土地改良区総代選挙費として、1節選挙管理委員会委員報酬から14節機器借上料まで、それぞれ奥入瀬川東部土地改良区総代補欠選挙執行に係る必要経費を計上したものであります。</p> <p>次に、歳入の内容であります。</p> <p>3ページをごらんください。</p> <p>20款5項1目雑入の奥入瀬川東部土地改良区総代選挙委託</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>ういうふうな状況で行われ、終わったんでしょうか。それをお聞きしたいです。お願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>まずお答えします。</p> <p>今回は補欠の総代が出たということで選挙になりましたけれども、実は、欠員が3名でありましたけれども、2名の立候補しなかったということで無投票となりました。それによって、予算は40万7,000円ほどとっていましたが、執行額は6万6,706円でありました。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>本来は、定員が何名で選挙されるべきものであって、大体ボーダーラインというのは普通は何票ぐらいになると。有権者が何人ぐらいいるということも知りたいです。もう少し詳しくお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>奥入瀬川東部土地改良区定款によりますと、第1区、これは主に下田地区のほうの土地でありますけれども、その総代13人。第2区、主に旧百石のほうの土地でありますけれども、17人となっております。</p> <p>今回選挙になったのは第2区でありまして、17人の総代のうち3名欠員になったと。欠員が6分の1を超えた場合は補充するという規定になってございまして、17人の6分の1ですと、割り返すと2.83ということになりまして3人になりますけれども、ことしの春の時点で既に2名の欠員が生じていました。9月に1名の方がお亡くなりになりまして、3名欠員となったということで選挙になったということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>あと答弁漏れございますでしょうか。(「有権者」の声あり)有</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>権者が……。申しわけございません。有権者数の資料が今手元にご覧にございませんので、後刻報告させていただきます。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出とも全款について質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。事項別明細書5ページから6ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第30号について採決いたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第3、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>次に、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります西館あい子氏の任期が平成30年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。</p> <p>西館氏は、平成21年4月より現在に至るまでの3期9年、人権擁護委員として在籍し、積極的に活動されております。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>同氏は、町内の小中学校に対する人権教室や教育者としての経験を生かしながら率先して講義を行い、また上十三地区8市町村の全ての人権擁護委員で構成する十和田人権擁護委員協議会においても子ども人権委員としてご活躍されております。人権擁護に関する経験も豊富であるとともに、周囲の人望も厚く、委員としてまさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたくご賛同の意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから諮問第2号について採決をいたします。</p> <p>本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については適任とすることに決しました。</p>
馬場議長	<p>日程第4、議案第56号おいらせ町定住促進条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>	
企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書19ページをごらんください。</p> <p>本案につきましては、さきの議員全員協議会におきましても制度案の概要をご説明しておりましたが、当町における定住促進及び人口減少の抑止と活力に満ちた地域づくりを目的に、当町への転入世帯に対し、町内全域を対象とした住宅取得等への定住促進助成金交付制度を来年4月1日から施行いたしたく提案するも</p>	

	<p>のであります。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>第1条では条例の目的を、第2条では条例で使う用語の意味を定めております。</p> <p>21ページをごらんください。</p> <p>第3条では対象者を定めており、第2条第5項で規定している当町に転入して1年未満で、その以前に連続3年以上町外での居住していた転入世帯であること。新築住宅または中古住宅の取得、親等と同居のための住宅増築等により定住する世帯であること。地域の活性化推進への協力、言い換えれば、町内会に加入すること。転入前の住所地において税等の滞納がないこととしております。</p> <p>第4条では助成金の種類を定めており、後ほど23ページの別表第1でご説明いたします。</p> <p>第6条では助成金の返還について定めており、助成金交付後10年未満で住宅の売却、譲渡、貸与あるいは転出等があった場合は、24ページの別表第2に定める年数に応じて助成金の返還を命ずることとしております。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>第7条では、必要に応じて、助成金交付対象者に対して報告を求めたり実地調査を行うことについて定めております。</p> <p>第8条では、現在運用している地域の元気再生定住促進条例や洋光台団地定住促進条例にも該当する場合は重複して交付しない旨を定めるものであり、附則においても、該当する2つの条例について一部改正する旨、定めております。</p> <p>施行期日ではありますが、附則にあるとおり平成30年4月1日から施行し、平成33年3月31日までの3年間の時限とするものであり、助成金申請、助成金返還、報告、実地調査については、条例失効後も効力を有するものであります。</p> <p>23ページ、24ページをごらんください。</p> <p>別表第1は、助成金の種類、交付要件、金額を定めたものであり、大きくは基本助成金、加算助成金、親等同居増改築等助成金の3つに分けられます。</p> <p>1つ目、基本助成金ではありますが、町内全域を共通として、新築住宅の場合は取得費総額の10%以内で上限50万円、中古住</p>
--	--

		<p>宅の場合は、取得費総額の10%以内で上限30万円を助成する ものであります。</p> <p>2つ目、加算助成金であります。地域加算助成金として百石 小学校、甲洋小学校、下田小学校の通学区域への居住で、夫婦い ずれも50歳未満または子育て世帯の場合は、取得総額を上限 に、新築住宅の場合は50万円、中古住宅の場合は30万円を加 算するものであり、子育て世帯加算助成では、町内全域共通とし て、中学生以下の子供及び妊婦の場合はおなかの中の子供それぞ れ1人当たり10万円を加算するものであります。</p> <p>3つ目、親等同居増改築等助成金であります。親や祖父母と 同居するために住宅を増築等した場合は、経費の10%で、上限 20万円を助成するものであります。</p> <p>なお、これら全ての助成金について、基準日である平成30年 4月1日以後の居住から対象とするものであります。</p> <p>また、さきの議員全員協議会でもご説明いたしましたが、現行 の地域の元気再生定住促進制度は時限到来まで運用いたします ので、その間、類似の2つの制度を施行することになりますが、 混乱を招かぬよう丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>11番、西館です。</p> <p>21ページの第3条(3)地域の活性化の推進に協力する意思 を有する者というふうな、例えばこれを判定するとか基準だとか 方法、どういうふうにこれを決定するんですか。まず1点。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>第3条第3号地域の活性化推進に協力する意思を有する者で すが、先ほども提案理由の中で述べました。言いかえれば、町内</p>

		<p>会に加入している意思を持つ者ということでございます。これにつきましても、助成金を申請する際に、町内会に加入している旨の用紙もきちんと提出することで確認してございます。</p> <p>なお、この項目につきましては、現在、運用しております地域の元気再生定住促進条例の中にも規定がございまして、同じ運用をしていく考えでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>単に町内会加入の有無というふうなことなわけですね。これはこれでわかりました。</p> <p>ところで町長、現存の定住促進の条例、これに関しては31年度までやるよということだったんですけども、こういうふうにして今新しいものがどんと入ってきて、2つの条例がわけのわからない、よほどちゃんと吟味してかからないと、わからないようなものが並立、併設されたということ。あと1年待てばすんなり、普通に考えて、現存のものについて反省点がまとまって、こういうふうなことで新しいものを定めるよという説得できるいろいろな話ができるのに、今こうしてぼんとこれを出してきたということは、町長は現存の条例をどういうふうにか、そしてこういうふうな方法でもって上げなければならないという。緊急性というか、人の命に、災害とかそういうのだったらわかるけれども、これはもう既に一つのもものが執行されていて、そしてそれなりに時間と手間をかけてやってきている。今ここでそういうふうな緊急性が果たしてあるのかというふうなことに大きな疑問を抱きます。そこを町長はどういうふうにか考えていますか。</p> <p>町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>先般もいろいろ質問あったときにお答えしていますけれども、現存の条例は非常に有効的に働いている部分もあります。ですから、これはこれとして皆さん方、前に議論をされてやってきて、これはやはりきちっとそのまま生かすべきだということでございます。</p> <p>それから、今のものは緊急性があるのかどうかということであ</p>

		<p>りますけれども、新しい制度については、前にも担当課長のほうから説明あったように、近隣市町村等も含め非常に定住促進にスピード感を持って取り組んでおります。ですから、私どもの町としても、全町適用の条例につきましてはやはり早く適用、新年度、来年4月からスタートさせなければならないというふうに思っております。</p> <p>これは2つの併用というふうな感じで、ちょっと混乱するような感じもしますけれども、先ほど課長から話がありましたように丁寧な説明をし、PRをしながら、そして混乱のないようにしていきたいというふうに思っております。やはり待ったなしの人口減少社会、少子高齢化の時代に入っておりますので、早いうちにやるべきだというふうに思っております。</p> <p>全町適用、そしてまた、この内容を見ておわかりのとおり、現在の条例のほかに新しい条例も、それにかわったときでも見直しがあるわけでありまして、そのときに一本にした場合でも現条例のものと劣らないような感じで全町適用という感じになるかと思っておりますので、地域加算ということをきちっとやっておりますので、これは全町適用でやはりおいらせ町にどんどん入っていただきたいということで、緊急性ということにつきましては、そういうスピード感を持ってやるべきであるというふうに思っておりますので、今回のこの条例を出させていただきます。どうぞご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>11番。</p> <p>町長は現存の条例の有効性というのは、しかと認識している。緊急性についても、ほかの町村が積極的にかかっているから、うちもやるということなんだということなんですが、そういうのは本来ももっとも、例えば子育てそのものとか、うちのほうでもしっかりとなされてきていて、その点は他町に比して競争力が十分にある、図抜けているとまではいなくても、それなりのものであるというふうに私は思っております。同じような定住者云々ということで比べてみれば、今この新しいものが果たしてほかとの競争力があるかどうかというのは、まことにとって疑わしいという点があります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	

それから最大のものは、私よく言うんだけど、二川目の地葉商店、郵便局に下がっていく坂の上なんですけれども、そこから木ノ下のほうがずっと見える。昭和30年代の後半、私たちが中学生のころ、近所の人はいましたよ。芳信、いがんど大きくなるころに木ノ下まで家がばあっと建つんだよと、そういうふうなフィーリングというか予感というか、時の人たちはしたと思います。実際、その後に高度成長、人口の爆発的な増大、そういう時代を経て、そのときはまだひずみはなかったんだけど、昭和43年でしたか、新産都市に八戸市が指定されて、そしてそのためのベッドタウン化するところと、それを支えていく、言葉は適切かどうかわからないけれども、穀倉地帯的なところ、農業生産のところが必要だということで、ほかのところは調整区域というふうなことになった。

ところが、それを厳密にやったのは旧百石町だけだったんですよ。1割が市街化区域、あとは調整区域が9割というふうなことで、こんなところはほかに例がなかったんじゃないですか、県内。三沢市は全然やらない、六戸も全然やらない。旧下田町は大分緩くですけどもそれを受け入れたということで、そしてなおかつ旧百石町には洋光台団地を整備しようということにしたんだけど、その値段等がそんなに安いわけじゃなくて、どんどんほかに流れた。百石のまちのほうに、次男、三男、調整区域の人たちはアパートを借りて、それから脱したいと思って、うちを建てるときは洋光台に建てれないで、それこそ北部の方に行ったというふうなことで、私たちからすれば、それこそ一川目、二川目、浜通りの人間からすれば、そういうひずみの政策上の犠牲に立って丘のほうは栄えた。私たちのところは結果的に小学校のクラス編制もままならない。ほかのほうが仮に人口が減ったとしても世帯数はふえると、そういうふうなことがあっても、それすらかなわない地域になってしまったと。それを少しでも是正したいというのが成田町長の気持ちだったんですよ。それを、そんなのは今はどうでもいいと、新しいのを全くつくるというのは、その否定だと私は思っています。あのときみんな「いいことだね」ということで決めた、あれは何だったのだろうと。町長は、前のが有効性があると。しかし今は緊急性、それなりにほかのほうに対抗しなければならぬと言ってくれるけども、今の1年を無視してやると

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>というのは選挙目当ての総花的な政策の一つに過ぎないというふうに私は思います。そこまではいいとしても、とにかくそこまでの趣旨がわからないと。町長、もう一回尋ねます。町長は、旧定住、これを否定するというふうな気持ちが自分の中ではありませんか。否定していると私は思うんだけども。</p> <p>町長。</p> <p>まず、現存条例の件につきましては、先ほど申し上げたように、非常に頑張って鋭意、有効的に使っておられる事業者もありますね。また、来られる方も、これについて魅力があって来たというのは、10件あったとすれば半分があるというふうに伺っております。ですから、現存条例について否定するものではありません。これはこれでよしというふうに私は思っております。</p> <p>ですからこれを生かしながら、もう一つは、三沢市も300万云々ということ、近隣市町村も強力に定住促進についての強化をしてきておりますので、私ども町としては早く全町適用で、おいらせ町に入ってきてくれる人はどこであってもそれなりに恩恵を与えて、魅力あるおいらせ町に来てくださいという条例を適用させて来てもらうということが有効的だというふうに思っているところでございます。決して選挙目当てとかそういうものではありません。最初から、本当はもっと早くやりたかったんですけども、いろいろな公約事項等もめじろ押しであって、それを評価する時間がかかったようで、こっちのほうがちよっと後になっちゃったような感じになりますけれども、スピード感を持ってやれということで指示してようやくここまで来ました。ですから、私の公約と言え公約ですので、町民との約束は大事にしなければなりませんし、これは「選挙が近くなったから目当てじゃないか」、とんでもない、その前からやらなければならないというふうに思っておりました。</p> <p>ですから、再度申し上げます。現存の条例は私は評価しておりますので、それはそれとして認めております。しかし、全町適用ということで、私どもの今の新しい条例はひとつご理解をいただいて、適用させていただきたい。1年ちょっとダブるような感じになりますが、その後はまた皆さん方と相談をしてやらなければ</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p>	<p>ならないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。</p> <p>ほかに質疑ございませぬか。</p> <p>8番、川口弘治議員。</p> <p>近隣市町村の定住促進、さまざまな取り組みをしているというふうな、それをスピード感を持って当町でもこの条例を編んでいきたいという説明でしたけれども、ちなみに六戸町さんの定住促進、どのようなものがありますか。一つだけですか、それとも。というのは、当町はこれで定住促進にかかわる3本の条例が一堂に施行される形になるんです。他市町村との比較をよく説明に挙げていただきますが、当町の人口がどのような状態にあるのか。将来的には減少するであろうというふうな推計は、全国・日本、全てにおいて減少していく、そういう予想のもとで将来の人口減少を食い止めようと国自体がそういうふうな取り組みをしていくという現状ではあるんでしょうけれども、今、スピード感を持って町長の答弁でおっしゃられた。じゃ他市町村の人口減少と当町の人口減少の比較をして、また将来人口減少の比較もして、あと土地の縛り、六戸さん、三沢さんではまた条件が違います。そういうふうなものを加味してこの条例を進めていこうと、そういう基本的な考えがまずあったかどうかも含めてお知らせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、六戸で運用している制度の関係でございますが、議員全員協議会のときの資料にもおつけしておりました。A3の見開きの資料に載っておりますが、六戸町では現在2つの制度を運用してございます。</p> <p>まず1つは、新築住宅等に対する補助であります。こちらは対象経費の3%で50万円の上限。それから夫婦いずれも40歳未満であれば若者世帯加算ということで10万円を加算するというものがございます。まずはこの一つが住宅関係の助成でありま</p>

		<p>す。</p> <p>もう一つが賃貸助成であります。若者定住支援事業といたしまして、夫婦いずれも40歳未満であれば、あとは2年以上住むのであれば、月額の家賃の2万円を超えた部分を補助するというものがございます。</p> <p>まず、この2つを現在六戸でやっております。</p> <p>それから、当町の人口の状況でございますが、現在、微増であります。平成28年、平成29年と減らずに推移しております。平成28年3月末現在では2万5,032人だったものが、平成29年3月では2万5,067ということで、現在も減らずにそのまま推移しております。ただ、他の市町村の人口が減っているのか、ふえているか、そこまで厳密な比較等はしてございませんが、主に他の市町村では減っていると、当町は唯一微増を保っているまちであるということで認識しております。</p> <p>当町における土地の縛り、規制等につきましては、それぞれ掘り下げたところまではきちんと精査等はしてございませんが、今回、定住促進助成制度を整備するに当たりまして、この制度だけで定住促進が完結するものとは考えてございません。常任委員会のほうでも提言がありましたとおり、この定住促進条例は転入者を当町に呼び込む動機づけの一つになればというふうに思っております。当然定住するに当たりましては、住宅に対する支援のみならず子育て支援、それから教育環境、福祉施策、それから周辺の住環境整備、それから雇用の関係もございまして、あらゆる分野の条件が整ってこそ定住促進につながるというふうに考えてございます。繰り返しになりますが、今回の定住促進制度につきましては、転入の動機づけの一つになればということで考えたものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>近隣の他市町村との比較という分析の仕方。その前にどうしても、今、西館芳信議員もおっしゃいましたが、当町の特徴というか、その辺の現状の分析というふうなものなかなか見えてこないんですね。ちょっと私的に残念なのは、そういう実情をよくわ</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>かっている旧百石町時代から町長になられて、この土地の縛り、何で定住が進まないんだというふうな現状を進めてきた本人が、このような先ほどの答弁の内容で公約的なものを前回挙げてきて、条例的に出したいという話。ちょっと私的には、町長の言葉で、合併をして人口は微増で、でも、ふえている原因というのはどこにあって、将来的には減少するであろうというふうな予想をされておりますが、そのバランスがどういう現象を起こしているか。それはよくご存じなはずではないでしょうか、町長。地域再生元気、前町長が出した定住の目的は、全協でも私質問したと思いますけれども、まず別物ですね。バランスのいい現象している地域限定で、特に小学校学区に定住を促進するという、これは土地の都市計画等でもいろいろ取り組んできたけれども、定住云々じゃなくてなかなか家を建てられないんですよ。そういうバランスが悪い当町の実情というものはどのように分析されてこの条例に反映されたか、もう一度ご説明をお願いします。</p>
	<p>企画財政課長</p>	<p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。 家を建てたくても建てれない状況等の分析です。それから当町で人口が減らずに微増している状況等、きちんとした分析等まではしていないのが実情であります。 ただ、聞いてくる声の中には、当町は子育て支援とか大変充実していると、子育てに優しい町であると、そういったお母さん方の声も聞いております。それから、近隣の市に比べて地価が大変安いと、住みやすい。さらには病院であったりスーパーであったり、ふだん生活する上で便利なものが大変整っている、そういった声を聞いてございます。 土地利用のところにつきましては、現在、地域整備課のほうで土地利用の見直し等を進めてございますので、そちらとも関連しながら定住促進のほうを進めていく格好になろうかと思っております。 以上です。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>今、課長が答弁したように、詳しい分析はしていないのが事実であります。そこでバランス的な、いろいろ川口弘治議員のお話をもっともなところがあります。</p> <p>まず、我が町の最大のネックは土地利用ですよ。この調整区域に入っているということで、一川目、二川目のほうは全然建てられない状態にある。それを何条とかというので、道路から何メートルのところまでは建てれるようにしたわけです。これは東北初の外した経緯があるわけですが、この土地利用は、市街化調整区域、市街化区域というような、百石町地域というのはいまがっばり入っているわけですね。旧下田側のほうは無指定の白地のところがあるということで、また条件が三沢市の南側にありますから、土地が安いということでそこにどんどんふえてきた。ふえてきたのはそっちだけです。旧両町というか、それは減っていますよ。これは何がという一番の原因は土地利用ですよ。これを何とかしてやらなければならない、外さなければだめだということで、今、都市計画マスタープラン、いいところまで来ました。ちょうどタイミングがいいんです。西館芳信議員が委員長をやってまとめていただきました。これは何とかして時間がかかりますけれども、大体めどがついてきているということで、そういったことで我が町の土地利用は私どもの手でやると。そういったときにどこを外して、どこにうちを建てれるかと、スピード感を持ってやれるわけです、今度は。自分たちのまちづくりを都市計画の審議委員会のほうで審議しながらやれるわけですから、そこに持っていかなければならない。とにかく我が町は、個性的な町、魅力的な町はできないと思っていますし、そこに人がふえてこないと思っています。ですから、本当は知ってのとおりイオンモール周辺、6丁目のほうまでどっと建てれるようにしたいですよ。なかなか厳しい。これ厳しいの。もう西館芳信委員長は一番わかっているはずですよ。皆さん方もですね。でも地道な努力で勝ち取っていきましょう、それは。勝ち取るという言葉は適切でないかもしれません。それが一つの人口増のこの周辺になります。</p> <p>ですから、そういったことで規制がかかっていたために、どんどん洋光台団地を三村輝文のときにつくらなければならない羽目になっちゃった。それは事実で聞いていますから、それで今の</p>
-----------	------------------------	--

		<p>も規制があつて、今度は規制のない北部のほうにというふうに、そういったことでどんどんバランスが崩れたような形で家がふえて、向こうのほうで小学校も増築しなければならない、こっちは減っているという、バランスが非常に崩れています。そういったことでございます。</p> <p>話はあちこち行きましたけれども、各分野にわたってのまちづくりをして魅力あるものにしていくことによって、おいらせ町にどんどん入ってくると思っております。その一つの、さっき課長が言ったように、それこそ働きかけの、気づきとかきかけになればいいなというふうな感じで思っており、やらないよりはやったほうがいいです。全町適用ですので百石小学校区も適用になりますから、そういった地域加算も出てきますからね。みんな聞いていると、「ああよかった」というふうな声、「そうなるといいですね」という話は聞こえていますから、これは早くさせていただきたい。</p> <p>1年ダブると、これはちょっと申しわけないんですけども、少し我慢していただいてやっていきましょう。そしていずれは減ります、人口がね。日本全体が人口が減っていきますから、それをできるだけ抑えるように早目早目に手を打っていく、これが求められていると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>8番。</p> <p>町長の思いは当然……。若干残念なところを、申しわけないんですが、正直に言わせてもらえば、企画課長の説明の中、この条例の担当は企画ということになりますが、町の都市計画等も含めた将来像を、先ほど町長がおっしゃたように、今、県にマスタープランを提出をする。ただ、そのマスタープランの、将来的には町全体の都市計画として均衡ある発展を目指すという意図が、これは長年町長が考えて県なり国に訴えてきた、そういう姿は私も見てきました。それと、長年町長をやられて、政治家としてそういうふうな取り組みをしてきた町長にしては、この条例は将来のおいらせ町の人口、定住を求める姿としてはなかなか点がつながっていないなというふうな、私そういう印象でいる。いろいろお聞きしているんですが、なぜもっと都市計画等も見据えて、また</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>今まで培ってきた経験とかそういうふうなものを見据えて、もっと現状と問題を将来的に発展できるような将来像を組み込んだような条例の形にできなかったのかなど、正直それが残念でございます。</p> <p>個別にこの条例に対しては、全協のときも申し上げましたが、このものに対してどうのこうのということは私は、入ってこられる町民にとっては非常にいいものであるというふうには思いますので、これ一つ見ればですね。ただ、全体的にもっと経験の深い町長であれば、10年、20年、もっと先を見たそういうものでの定住の条例、その辺の話を聞けるのかなと思って質問いたしました。残念ですけども、これ以上多分答えは出てこないと思うんですけども。</p> <p>ただ、当局側に、それぞれ担当課は担当課でいるでしょうが、全体的な庁議とかいろいろな会議で調整してあると思いますが、そういうときのそれぞれの情報共有、また町全体での利益につながるようなものであれば、そういうものによって作戦的なもの、これはやっぱり現状、副町長がいない部分も影響しているのかどうかわかりませんが、一つ一つそれぞれ皆さんがやられているのであれば、ちょっと町の利益につながらない部分も、将来的な部分ですね、そういう印象があるんですが、課長から、今後これがどなたがリーダーをとって、どういう会議しているかわかりませんが、今回の場合も、地域整備課のほうの都市計画の土地のそういう現状ももっと理解した上で、また考えた上でこういうものを進めていく、そういう答弁が欲しかったんですが、課長、今後どうでしょうか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>川口議員おっしゃることも当然のことでございます。</p> <p>現在、役場の中には庁議という会議組織がございます。こちらのほうは三役と全課長で組織されるものです。役場の中のさまざまな物事を決める最高の意思決定機関になってございますが、それ以外にも各施策、各分野ごとにそれぞれの所管課が事務局となって進めている会議もございます。</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>今回、定住が課題といいますかテーマとなっておりますが、定住そのものは大変間口が広い、切り口も大変広いものでございます。</p> <p>今回、定住促進制度につきましては、企画財政課が所管して提案した形になってございますが、定住そのものは、住宅に対する支援のみならず、土地利用であったり福祉であったり、雇用の関係、さまざまな分野に広がっておりますので、今後の整理になりますが、定住をメインにした関係課の会議体、そういったものも必要になってくるものかなというふうに思っております。今後の検討課題ということで受けとめさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>町長。</p> <p>私からも川口弘治議員に申し上げさせていただきたいことが一つございます。</p> <p>まさに、今、川口議員がおっしゃったように20年、30年先の将来を見据えてという言葉を使いました。今の時代は5年先もわからないような状態です。ですから、将来像を描くことはできません。どんどん変化します。世界、国、全てが変化、経済もです、変化してきますので、まずは今の条例をやらさせていただいて、これも5年なら5年のスパンでいいのかもしれませんが。しかし短くということは、時代の変化が余りにも激し過ぎるんですよ、動きがね、昔と違って。「十年は一昔」なんていうものじゃない、「一年一昔」なんていうことも、いろいろなことの政策がね。政権が変わります、政策が変わりますから、そういったことで今の条例も将来を見据えつつの定住、おいらせ町の人口を減らさない、ふやしたい、その目標は将来にわたってそのとおりでありますけれども、まずは足元の短い期間で3年という部分になりますけれども、現存の条例と洋光台の条例とそして新しい条例、この3本柱をきちっとしておいらせ町に来てもらう政策をまずはやっていくと。そして次の何年かたてば、また変化したら、その中身を変えて変化させる、改善すればいいと思います。次の時代にまたこうしたほうが、「いやいや、300万ずつやったほうがいいよ」となる可能性もありますけれども、そのときにはそのとき</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>の人たちが考えながら変化させるべきと。可変の部分でありま す、この部分はですね。そういったことで、現在の今の条例に つきましては、ひとつ川口議員にはご理解をいただきたいとい ふに。将来を見据えるのは同じです。考えは同じだと思ってい ます。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>質問する気はなかったんですけども、今の町長の話聞いて 質問したいと思います。</p> <p>総務文教常任委員会にこの案件が議案としてかかりました。そ のときには年齢区分とか金額とか、大分違っておりました。現在、 30年度まで定住促進の条例があるじゃありませんかと。なぜあ と1年待てないんですかと。同じ町内に定住促進でありながら、 一方においては金額が違う。今度新しくできる対象区域は金額が 安い。町民が納得しますかと。私は常任委員会で言いました。こ の条例案であれば松林は反対しますと、町長に言ってください と、はっきり私はお話ししました。そしてその結果、大分修正し て、再度提案しました。そしてきょうは修正案も出てきて我々も 議論いたしました。町長選挙も近いものですから、余り議会を混 乱させたくないと思っておりますのできょうは賛成をいたしま す。私どもは三村町長の胸を借りるつもりで、今、町長選挙を戦 っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>さて、公約と町長はお話ししました。そのことについてお話を いたします。</p> <p>先ほど西館議員が言いました、「選挙目当てではありませんか」 と。そう言われても仕方がないような議案の提案、提出でありま す。町長は、公約ですからやらなければならない、全員協議会 でもそのことはおっしゃいました。きょうもそのことをおっしゃ っております。だとすれば、町長は北部地区の下水道整備を進める、 これに共感して応援した方、私も聞いております。何人かいます。 そのことは財源がかかりますから仕方がないとしても、例えば木 ノ下消防団第5分団跡地の改良問題、これはなかなかやらない。 あと1,500万あればできるんです。</p> <p>先ほど澤上議員が質問しておりましたけれども、三役の給与を</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>予算計上しています。おかしいではありませんか。もう3月で町長、任期が切れるんです。私は提案しないと思っていますよ、副町長は。だとすれば減額をして、そちらのほうに回して公約を実現する、それが町長の政策実行ではありませんか。私はそう思います。片方は公約だからやります。片方は、そういうふうな裁量すればできるにもかかわらずやらない。そういう町長の公約の実現、もう一度お伺いしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>あの公約は約束ですから、守らなければなりません。それからまた重複しますけれども、先ほどの新しい定住促進のは、もっと早くやりたかったんですけれども、2年前からやればよかったんです。もっと効果が出たかもしれません。遅くなったのは、いろいろ事務的な量が多過ぎるものですから遅くなりました。</p> <p>公約を、こっちはやってこっちはやらないとか云々と言っていますけれども、道路問題についてとか、整備の木ノ下の交差点のところは、これはこの間、澤上議員にも答弁したように、やることに計画の中にはなっていますので、少し時間をかしていただきたいということ言っていますので、間違いなく新年度はやらせると思っていますので、その点は公約がどうのこうのというよりも、そういうふうにするということになっていますので、担当課のほうからも聞くと、即やりたいなと思って、やれないのかというふうな感じになりますが、やっぱりいろいろな財政のこともありますし、順番もあります。さまざまなものがあって、全体の中での判断で来年度になりますけれども、決して公約違反のことではありませんので、やるのはちゃんとやるように手続を踏んでいますので、その点は松林議員も町長をやった経験者でございまして、こうやったからすぐ云々というふうにはいかないというのはおわかりのことだと思いますので、ご理解をいただきたいと思っています。公約したことはできる限り守っていきたいというふうに思っております。</p> <p>企画財政課長。</p>
-----------	--	---

答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>先ほど三役の給与のところでご質問がありましたので、補足という形で答弁したいと思います。</p> <p>補正予算につきましては、事由がなければ補正しないということになりますので、今回の補正につきましても三役等のところは補正の事由に該当しないので、このままということでご理解をいただきたいと思っております。</p>
質疑	馬場議長 14番 (松林義光君)	<p>14番。</p> <p>余り話す気はないです。ただ、町長、耳ざわりのいい話は余りしないほうがいいと思いますよ。期待が大きい反面、失望も反感も多くなると思います。多分、北公民館においてもリップサービスにおいて話したと思いますけれども、北部地区の方々が「おっ、町長やるんだな」という期待感を持って話をしておりますので、その辺は十分気をつけてこれからも挨拶していただきたいと、こう思います。</p> <p>また今、企画財政課長、前にも平野議員が言っていますけれども、金があったら効率的に使えと言っているでしょう。だったら副町長の給与、ここまで引っ張ってくる理由が私はないと思いますよ。もう提案しないですよ、町長は。あと3月までしか。もうそう断言していいと思います。ですから、副町長の給与を減額して町長の公約に回したほうがいいではありませんか。私はそう思います。</p> <p>あの5分団の屯所の跡地、渋滞すごいですよ。待ち時間が長いんです。そのことは澤上議員も高坂議員も私も、何度もこの議場でお話ししているんですから。町長の公約でしょう。だったら任期中にやったら、「はい、見ましょう」と言ったら、町長はやっぱり実行力があるなど評価を受けますよ。今のままだとすれば口先だけの町長だと、こう言われても仕方がないと思います。そういうことで、公約は確実に、実行できるものは実行してくださいということをお願いして質問を終わります。</p>
	馬場議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>3番、木村忠一議員。</p>

質疑	3 番 (木村忠一君)	助成金交付の条件についてお伺いしたいと思います。転入してから1年以内ということですが、1年を経過して交付金をもらえない方はあったでしょうか。お伺いしたいと思います。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 現行の元気再生定住促進制度のことかと思いますが、現在まだ来年度までの時限の中で運用しておりますので、そういう事例があるかどうかまでは把握してございません。 以上です。
	馬場議長	3 番。
質疑	3 番 (木村忠一君)	後日でもよろしいので、教えていただきたいと思います。
	馬場議長	6 番、平野敏彦議員。
質疑	6 番 (平野敏彦君)	6 番、平野です。私は1点確認をしたいと思います。 この議案についてはいろいろ質問がありますがけれども、議員全員協議会でも意見交換をして、私は理解をしてもらっているんじゃないかなと思います。 そしてまた、今までの現行の条例、これについては学区を指定して、甲洋小・下田小学校の児童数が激減しているという状況の中で、議会の中でいろいろな議論がありましたけれども、まずはやってみようというふうな形で成田町長のときにスタートしたということで、今この新しい条例については、喫緊の課題として百石小学校の児童も激減しているというふうな現状を見るときに、やはり新しい形での適用も、他の自治体との対比、そういうふうなものをしたときに、まことに時宜を得た提案じゃないかというふうに私は理解するものです。 この条例の中で、24ページの確認ですけれども、子育て世帯加算助成金の中に「中学生以下の子ども及び胎児」とありますけれども、胎児というのは多分妊娠している方が対象になると思うんですけれども、例えば出産ができなかったとか、そういうふう

答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>な場合の対応はどういうふうになるんですか。この1点をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>申請時点においておなかの中に子供がいる場合は、その子供を1人当たり10万ということで助成するものであります。</p> <p>その後、ちゃんと生まれたかどうか、そのときの結果までは考慮してございません。申請時点で妊婦さんであれば、おなかの中にいる子供1人当たり10万という形で差し上げるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>これは1年経過が基本的な要件になっていると思うんですけども、そこに定住するという。1年を定住するというふうなことからいきますと、実際に戸籍上に名前が載らなくても対象になるというふうなことで理解をしいいか。やはり出産されたものを確認して補助の対象にしていくんだというふうなものなのか。ただ妊娠中だというふうな確認がとれば、こういう形で1人当たり10万円を助成していくというのは、私はちょっとどうかなという思いがあって、いま一度もう一回確認をお願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>おなかの中にいる子供が生まれるタイミングとまた住宅に住むといいますか、おいらせ町に転入してきて住宅に住むタイミングがきちんと合えばちゃんと事実確認といいますか、戸籍上にきちんと表示された形で、子供の数もきちんと数えて交付することができますが、その辺、現実としては難しい場合もあります。ケース・バイ・ケースでございますので、申請時点でのお母さんのおなかの状態といいますか、おなかの中に子供がいるのであれば</p>

		<p>胎児1人当たり10万という形で考えているものでございます。 以上です。</p> <p>6番。</p> <p>いや、私が言うのは、その時点で確認するのは、例えば手帳とかそういうふうなのがありますから確認はできるわけですが、子供が生まれなくても妊娠したものが確認されて申請がなされれば10万円を支給するんだと。じゃ、この交付の返還を命ずる条件とすれば、助成後の年数3年、それから5年、7年とありますけれども、これから言ったら、私は返還に当たるんじゃないかなというふうな気もしますけれども、確かに定住することが確認されれば、所期の目的が達成されたというふうな形で確認はできると思います。それに伴って人口の増にもつながるという形でこれが条例化しているわけですから、そういうふうな意味では確認の仕方が非常に曖昧だなというふうな、やはりきちっとした形で示しておいたほうが、これから施行するについてもです。少なくとも担当課でこういうふうな考え方ですと、職員全体で聞かれたときに私は説明できないと思いますよ。今、統一しておくべきだと思うんですけども、課長、課長の説明だと、いや、流産してももらったものはいいんだというふうな、私は逆に言えば理解をするんですけども、それでいいんですか。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平野議員ご心配するところもごもっともなところもでございます。しかしながら、現行の元気再生定住促進条例と同じような運用の形を考えておりますので、妊婦さんに対して、妊婦さんのおなかの中にいる子供に対して10万ずつ助成する形で進めていきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

質疑	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>いや、討論に入る前に、議事進行上で議長に確認したいんだけど、今当然討論に入るわけですけども、この後、討論やって、賛否とる、議決する、その表決の仕方について、全く変わりなく。表決の方法について聞いてほしいと思いますので、そこをひとつよろしくをお願いします。</p>
討論	馬場議長	<p>表決につきましては、基本的には起立表決ということになるかと思いますが、時間も1時間30分経過しておりますので、ここで暫時休憩したいと思います。</p> <p>11時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時26分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時45分)</p>
	馬場議長	<p>これから議案第56号について討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>簡単に、反対の立場から討論いたします。</p> <p>町長は、現行の条例が有効的だというふうにはっきりと認めていると。それから人口のいびつさは土地利用から来るものだというふうなことを言いながら、今より全町的に、薄いながらも同じような補助というか、裏づけのあるこの政策を進めようとしているところには矛盾がある。</p> <p>それから、あと1年たって、現行の条例がどのように評価されるのか。みんなでそれを論議して、じゃ次はこういうものにしようということを反省、あるいはいいものは認める、そういう立場から新しいものをはっきり作り出していくというのが道筋であると思いますから、どうもその辺考えると、今のこの条例の出し方は拙速に過ぎないかというふうな思いがありますので、反対</p>

		<p>うしたくないというふうな、いろいろな思い入れがある。しかし私としては、常任委員会で云々という、本会議至上主義の地方議会で云々というのものもあるし、だから表決の方法について提案いたします。</p> <p>投票ということで、はっきりとした記録に残したいというふうな思いがありますので、お願いします。</p> <p>投票ということですか。（「はい」の声あり）</p> <p>起立により採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんかということで確認したところ、異議ありと、投票を希望すると。</p> <p>これは私ははっきりと、文章には明示されていなくても、選挙の中の一つだと思いますよ。今、そういうふうないろいろなことがあるから、私たちの思いを確実に自由に秘密投票すると、それを保障するのが優先されるべきではないですか。だから私はさっきもこのことを確認したし……</p> <p>1 1 番、西館芳信議員が希望するのは記名投票ですか、無記名投票ですか。</p> <p>無記名投票です、当然。無記名で、自由に、秘密投票。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>ほかに起立によつての採決に異議のある方はおられますか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>2名以上の要求がなければ、起立によつて採決をいたしますのでご了承をいただきたいと思います。</p> <p>議案第56号、おいらせ町定住促進条例については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。</p> <p style="text-align: right;">**賛成者起立**</p> <p>いや、今諮っていないんじゃないの。ちょっと待って、ちょっと待って。表決の方法について、議長諮っていないでしょう。ほかの人、動議、これについて賛成ありますか、反対ありますかと</p>
	馬場議長	
	1 1 番 (西館芳信君)	
	馬場議長	
	1 1 番 (西館芳信君)	
	馬場議長 (議員席)	
	馬場議長 (議員席)	
	1 1 番 (西館芳信君)	

答弁	馬場議長	<p>いうことで。</p> <p>いや、先ほど諮りました。ほかに起立による採決に反対の方はおられますかというふうに確認したところ、おられないので、反対の方は1名のみなので起立採決をすることに。</p> <p>これは議長権限でございます。その結果、起立多数と認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>お昼により、1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時56分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p>
	馬場議長	<p>ここで、企画財政課長より、午前中の1番、澤上 勝議員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>議長のお許しを得て答弁したいと思います。</p> <p>報告第29号、おいらせ町一般会計補正予算(第4号)の専決処分のところ、9月29日付の専決処分の理由について答弁できなかった旨のところでございます。</p> <p>調べましたところ、衆議院解散されたのが9月28日、同日付で閣議決定をして選挙執行日が決まりました。</p> <p>よって、翌日の9月29日から選挙執行に係る準備が発生するというので、準備経費に充てるための補正予算を専決処分したものであります。</p> <p>以上であります。</p>
当局の説明	馬場議長	<p>日程第5、議案第57号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (倉館広美君)	<p>議案第57号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の25ページから27ページをごらんください。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について子が2歳に達する日まで育児休業をすることが特に必要と認められる場合などを条例で定めるため、提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、非常勤の育児休業について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、保育所等に入れないなどの場合には最大1歳6カ月に達する日まで育児休業を取得できるとしていたものを、2歳に達する日まで取得できる旨を規定するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第57号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>馬場議長</p>	<p>日程第6、議案第58号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>	
<p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第58号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の28ページから49ページとなります。</p> <p>本案は、今年10月10日に行われた青森県人事委員会勧告に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当の改定等を行うため提案す</p>	

		<p>るものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、29ページの第1条は勤勉手当の支給割合に係る総額を0.15月分引き上げるものであります。また、給料表の改定は、職員の給料月額を平均0.2%引き上げるものであり、本年4月1日から適用するものであります。</p> <p>次に、48ページをごらんください。</p> <p>第2条につきましては、勤勉手当の総額を本年度と同額とし、支給割合を改定するもので、平成30年4月1日から適用するものであります。また、あわせて、行政職給料表の職務の級の見直しを行うものであります。</p> <p>新旧対照表の127ページをごらんください。</p> <p>現在、給食センター所長は学務課長が、阿光坊古墳館館長は社会教育体育課長が兼務し、それぞれの施設に所長補佐、館長補佐を配置しております。一方、町民課に子育て支援室、環境保健課に健康長寿推進室を設置し、それぞれ課長補佐級の室長を配置、本課の課長の指揮監督のもとに業務を行っております。</p> <p>所管課長の管理監督のもと出先機関の事務を担当し、現場の取りまとめ役をする者として、所長・館長を配置し、子育て支援室長、健康長寿推進室長と同様の格付とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>
質疑	14番 (松林義光君)	<p>きのうも一般質問しましたけれども、今、確認したいんですけども、総務課長が、所長・館長を加えると。これは課長級に当たるのかどうか。ちょっと詳しくわかりませんが、今は課長は何級なんですか。この所長・館長は課長級に当たるのかどうか、まずお伺いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えします。</p>

質疑	(倉館広美君)	課長級は5級に該当します。補佐級は4級であります。 以上です。
	馬場議長	14番。
答弁	14番 (松林義光君)	きのうの一般質問、私は管理職の所長を置くべきだと考えます。きのうはストレートに所長を置きますと答弁があったものですから、課長級の所長を配置するんだなと、こう思いました。 きのうの答弁は、所長は4級ですか。管理職である所長は課長級だと思ってきのうは聞いていましたけれども、もし答弁がそうであれば次の質問もあったんですけども、新学校給食センターには課長職の所長を置くのかどうか、もう一度お聞きします。
	馬場議長	総務課長。
	総務課長 (倉館広美君)	お答えします。 4等級に該当する所長を配置し、学務課の課長の指示監督のもとに仕事を行うと。あくまでも施設の事務の取りまとめ役という立場でございます。 以上です。
質疑	馬場議長	14番。
	14番 (松林義光君)	皆さん、教育委員会も役場でも、新聞等々、テレビなどで報道されております。給食がまずいとか、金属の破片が混入しているとか、食中毒、全国各地からいろいろな問題が発生しております。これはそういうふうな事故があった場合、要するに最終的には現場にいる所長ではなくて——管理職ではないですよ、あの所長は。管理職手当もつかない、そういうふうな立場にいる方だと思いますけれども、そうしますと、最終的な判断、指示は現場にいる所長ではなくて責任がある教育長、学務課長が行うということになるかと思っておりますけれども、2,300食余りですか、新年度から。なぜ管理職の所長、責任のある所長を置かないのか私はちょっと疑問であります。兼務、いろいろな問題が発生しているんですよ。やっぱり責任あるポストの人を学校給食センターに配

答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>置すべきではありませんか。</p> <p>所長も一応聞きますけれども、所長は手当がつくんですか、つかないんですか。それもあわせてお伺いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>昨日の答弁において私の説明不足がありまして、松林議員に誤解を与えたことに対しまして、大変申しわけなく思っております。</p> <p>あと、それから、きのうの答弁では、専任の職員という表現をいたしました。管理職という表現はしておりませんでしたので、松林議員とその辺の食い違いがあったと思います。大変申しわけございません。</p> <p>あと4級でありますので、管理職手当はつきません。一般の職員と同じ、時間外になれば時間外手当を支給するという形になります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>現場をまず統括する所長という形になります。その上に、私のほうが学務課長にいるという形になりますので、食中毒等の大きい事故が発生した場合の危機管理体制という形になりますけれども、第一にまず状況を判断して、栄養士とあと所長のほうが、今現在副所長になっておりますが、対応を協議し、最終的には学務課長のほうに連絡をよこすと。私のほうは教育長に報告し、両方で話をして判断をするという形で行っております。これは現在の給食センターでも同じ対応体制になっております。それで、余りにも大きい話になりますと、今度私が給食センターのほうに向いて、その状況確認とか現場の指示をとるという形になっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>ランプを消してください。(「はい」の声あり)</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	ありませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第58号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第7、議案第59号、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (倉舘広美君)	議案第59号についてご説明申し上げます。 議案書の50ページ、51ページをごらんください。 本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。 主な改正内容を申し上げますと、51ページの第1条は、本年12月の支給割合を0.1月引き上げ1.7月とし、年3.15月とするもので、平成29年12月1日から適用するものであります。 次に、第2条は来年度の支給割合を規定するもので、年3.15月は同じであります。6月の支給割合を1.5月、12月の支給割合を1.65月とするものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第59号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第8、議案第60号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (倉館広美君)	<p>議案第60号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の52ページ、53ページをごらんください。</p> <p>本案は、青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、53ページの第1条は、本年12月の支給割合を0.1月分引き上げ1.7月とし、年3.15月とするもので、平成29年12月1日から適用するものであります。</p> <p>次に、第2条は、来年度の支給割合を規定するもので、年3.15月は同じであります。6月の支給割合を1.5月、12月の支給割合を1.65月とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	質疑ありませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第60号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第9、議案第61号、おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (澤田常男君)	それでは、議案第61号につきましてご説明申し上げます。 議案書では54ページから55ページ、参考資料は130ページになります。 本案は、平成23年10月から実施しております中学生までの医療費を無料とした給付制度が、27年3月に一度3カ年期間延長しておりますが、延長した期日が来年3月をもって満了することから、子ども・子育て支援策として有効であり、子育て世帯に浸透してきている本制度を引き続き3カ年延長するため、附則第2項中の条例執行日、平成30年度3月31日を3カ年延長して平成33年3月31日に改めることを提案するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第61号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第10、議案第62号、おいらせ町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (泉山裕一君)	議案第62号についてご説明申し上げます。 議案書は56ページ、57ページに、新旧対照表は131ページになります。 新旧対照表でご説明いたしますので131ページをごらんください。 本案は、木内々小学校校長住宅1棟、木ノ下小学校校長住宅1棟、木ノ下中学校校長住宅1棟、木ノ下中学校単身住宅3号1棟及び甲洋小学校校長住宅1棟の全5棟を、老朽化に伴う教職員住宅の解体や入居不能のため今後解体を予定している住宅などにより、本条例中の教職員住宅から用途廃止を行うため提案するものであります。 これにより、現在の教職員住宅は6棟となります。 以上で説明を終わります。
質疑	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 1番、澤上 勝議員。
	1番	1つ確認ですけれども、木ノ下中学校の住宅については老朽化

	(澤上 勝君)	とありますけれども、年数的にどのぐらいになるんですか。
	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	木ノ下中学校の校長住宅は昭和60年11月に完成しております。木ノ下中学校の単身住宅3号は、同じく昭和60年11月に完成しております。 以上になります。
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	30年たっているということで、使用できない状況にあるということで、そういう判断だと思いますけれども、これからこの住宅そのものは撤去というか、建物を撤去する予定はあるんですか。
	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	実施計画上で30年度の予算のほうでの今計画になっておりますので、来年度の当初予算のほうで要求をしたいと考えております。 以上になります。
	馬場議長	ほかに質疑ありませんか。 6番、平野敏彦議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	6番、平野です。 この住宅については、もっとさらに活用すべきだというふうな私、提案をしたんですけれども、今の説明ですと撤去するというふうなことです。甲洋小学校の校長住宅については現在たしかJAのほうの関係だったと思いますけれども、利用しているわけですから、可能なものは再利用したほうがいいんじゃないか。撤去した跡地とかそういうふうなのはどういう形で今度、そのまま空き地にしておくのかですね。見れば、ちょっと手を加えれば可能であれば、甲洋小学校の場合は農業支援ですか、そういうふう

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>な形で来ている人が入居していますので、私はそういうふうな形で使っていったほうが撤去費用とかそういうふうなものよりも収入を得られるんじゃないかというふうな思いもありますけれども、用途廃止をまずはして、普通財産にして活用していくというふうな考えがないかお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>まず、校長住宅に関してみれば、校地内にありましたので、そのまま解体させていただきました。</p> <p>現在、校地外にあるものというのは議員おっしゃるとおり、甲洋小学校のほうは、先ほどご質問したとおりの内容でございます。</p> <p>あと校地外にあるのは、木ノ下中学校の校長住宅と単身住宅3号棟、そのほかにも木ノ下中学校にはまだ現在使っておりますのが4棟ございます。こちらはまだ中に入居者等もおりましたので、今のところは木ノ下中学校の校長住宅と単身住宅自体、その部分だけを普通財産に移行して新たなるものをするというのが我がほうでは考えにくいなということとで、とりあえずは解体したいという思いで予算のほうにのせたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>町営住宅の場合でも今使用できない住宅があるわけで、逆にそういうふうな方々ためにも学校の校地内にあるもの以外については再利用していったほうが私はいんじゃないかなというふうな思いがありますけれども、これは教育委員会のほうで用途廃止をすれば、財産的には今度普通財産のほうになるわけで、そこで取り壊しをするというふうな形で事務処理が行われるかと思うんですけれども、全体的に見て、どうです、住宅の入居希望者がまだ、果たせないでいる人がいるわけですから、そういうふうなもので活用するというふうな、全然検討したこともなかったのか。今現在、入居待機者というのは結構あるんじゃないですか、町営住宅の。その辺とあわせて答弁いただきたいと思います。</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>普通財産にしないと貸し出しができないというのはおっしゃるとおりです。普通財産にした場合、どういうふうに貸し出しするのかということは教育委員会の枠から今度外れてしまいますので、私どものほうでは答弁しにくいんですけども、ただ、今の木ノ下中学校に関してみれば、早い話が、教職員住宅として使う棟と、全く壊したいとこちらのほうで考えている棟と、まだ同じ敷地内に存在していますので、教育委員会としてみれば、それを壊すという方向性を今立てているだけです。もし、これ普通財産のほうにして、また新たな活用をするという形になりますと、そのまま残して、こちらのほうで分筆をして、あくまでも財産区分を分けてしまうという作業等が発生すると思います。</p> <p>以上になります。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>町営住宅の待機者になりますが、年度は忘れましたが、合併後、待機者のほうも相当数いるということで、その後、継続して待機し、町営住宅を希望するかということを確認しながら、現在は旧百石町ののぞみ団地のほうに、確定した数字でなくて申しわけございませんが、10人以下の方が待機しているという状態であります。</p> <p>11月にも町営住宅の入居希望ということで申し込みを受け付けましたが、その際は、募集戸数が2戸に対して4人ということで受けております。その前はやはり3倍、4倍という募集の倍率だったんですけども、前回については2倍ということでしたので、今後も利用状況とか募集の申込戸数等を踏まえた上で、議員がおっしゃるような活用方法があるのであれば、そういう部分については関係課と調整しながら協議を進めていきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
	馬場議長	6番。

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>私は、この活用の仕方というのは、今、町営住宅の待機者もありますし、それから現在、募集している地域おこし協力隊、この人にも住居とかそういうものを提供するという募集要項になっているわけで、そういうふうなのから言ったら、こういうのは活用できるんじゃないかなと、あわせて検討しておくべきじゃないかなというふうなことで提案をしておきます。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第 6 2 号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 1、議案第 6 3 号、おいらせ町納税奨励条例の廃止についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>それでは、議案第 6 3 号についてご説明申し上げます。 議案書は 5 8、5 9 ページをごらんください。 本案は、納税貯蓄組合に交付する奨励金を廃止するため、おいらせ町納税奨励条例を廃止するものであります。 奨励金につきましては、平成 2 6 年度に町補助金等評価委員会による廃止判定を受け、平成 2 9 年度の交付をもって廃止することを決定しておりました。 なお、平成 3 0 年度以降は、納税貯蓄組合法で定められる事務費に対する補助金のみを行います。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第63号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第12、議案第64号、新学校給食センター調理用品等購入契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	<p>学務課長</p> <p>(泉山裕一君)</p>	<p>議案第64号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書60ページ、61ページをごらんください。入札結果は132ページになります。</p> <p>本案は、新学校給食センター調理用品等購入のため、去る11月20日に7社により指名競争入札を執行したところ、2,052万円で株式会社中西製作所青森営業所が落札者として決定いたしましたので、契約を締結するため提案するものであります。</p> <p>本購入をすることにより、平成30年4月から稼働予定の新しい学校給食センターにおいて使用する鍋等の調理用品のほか、配膳台等の備品及び移動式煮炊き釜など、平成30年3月30日までに納品されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第64号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	馬場議長	日程第13、議案第65号、上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。	
	企画財政課長 (成田光寿君)	それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。 議案書62ページから64ページをごらんください。 本案につきましては、さきの議員全員協議会におきましても概要をご説明しておりましたが、十和田市及び三沢市との間で平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、新たな連携事業を追加するため、おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項の規定により提案するものであります。 具体的には新旧対照表でご説明いたしますので、133ページ、134ページをごらんください。 協定書にあります結びつきやネットワークの強化に係る政策分野について、変更案の欄にありますとおり、これまでの圏域内の交流促進に加えて、新たに移住交流に関する施策として、圏域内の移住の促進及び結婚活動の支援の取り組み項目を追加する	

当局の説明		<p>ものであります。</p> <p>この新たな連携事業は圏域内全市町村で取り組むものであり、各市町村議会での議決を経てそれぞれ変更協定書を締結することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第65号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第14、議案第66号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書65ページから68ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1億5,560万6,000円を追加し、予算の総額を106億2,909万2,000円とするものであります。</p> <p>69ページをごらんください。</p> <p>第2表債務負担行為補正につきましては、学校給食配送車運行管理業務委託料及び学校給食配膳業務委託料について債務負担行為を追加設定するものであります。</p>

	<p>70ページをごらんください。</p> <p>第3表地方債補正につきましては、明神川改修に伴う町道橋りょう架替事業及び全国瞬時警報システム整備事業を新たに追加したほか、下田第8分団消防ポンプ自動車購入事業は、地方債の組み替えに伴い追加及び廃止を行うものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出の主なものにつきまして、別冊の事項別明細書でご説明いたしますので、ご用意ください。タイトルは、平成29年度一般会計補正予算（第6号）に関する説明書でございます。</p> <p>まず、歳出の主な内容でございます。</p> <p>全款にわたっての人件費の補正は、青森県人事委員会勧告に準じた給与改定に対応するものであります。</p> <p>11ページをごらんください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費のハートピア助成金166万2,000円の減額は、北公民館及び中央公民館への印刷機更新に当たり、当該助成金の財源を充当するため減額調整するものであります。</p> <p>12ページをごらんください。</p> <p>2款2項3目情報政策費の住民記録システム旧姓併記対応業務委託料268万6,000円はマイナンバー制度等への対応として、WizlifeDV管理環境設定業務委託料252万3,000円はDV被害者への支援対応として、それぞれシステム改修を行うため追加計上するものであります。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>3款1項2目障害者(児)福祉費の障害者給付費等1,970万及び障害児給付費等1,320万円は、今後の執行見込みにより増額するものであります。</p> <p>16ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の子ども医療費359万7,000円及び2目児童措置費、子どものための教育・保育給付費8,056万2,000円は、今後の執行見込みによりそれぞれ増額するものであります。</p> <p>17ページをごらんください。</p> <p>4款4項1目病院費の八戸圏域連携中枢都市圏外科医師派遣事業費負担金44万円は、本年10月から実施しているおいらせ</p>
--	--

	<p>病院への八戸市立市民病院医師派遣について、12月から月1回の平日勤務を追加することとなったため増額するものであります。</p> <p>19ページをごらんください。</p> <p>6款1項5目農地費の測量設計委託料97万3,000円の減額、土地借上料3万円の減額及び前田堤廃止工事費100万3,000円の減額は、県補助事業で実施している前田堤廃止事業について、測量設計業務等の確定と工事数量等の変更に伴いそれぞれ増減調整するものであります。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>7款1項2目商工業振興費の八戸圏域連携中枢都市圏シアトルプロモーション事業費負担金22万9,000円の減額は、支出方法の変更に伴い費用弁償に組み替えするものであります。</p> <p>21ページをごらんください。</p> <p>8款2項2目道路橋りょう新設改良費の明神川改修に伴う町道橋りょう架替工事費負担金2,000万円は、今年度の県実施事業の施行に伴い町負担分として追加するものであります。</p> <p>8款3項2目公園管理費の向山ふれあい広場公園トイレ設置工事費1,148万1,000円は、県の地方創生補助事業である県市町村元気事業費補助金を活用し、向山駅を起点とした地域の交流、にぎわい創出に向けた環境整備の一環として追加するものであります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>9款1項2目消防施設費の百石第4分団拠点施設建替工事設計委託料183万5,000円の減額及び同測量設計業務委託料80万円追加は、屯所建設予定地の調整に伴いそれぞれ計上するものであります。</p> <p>また、4目無線放送施設費の全国瞬時警報システム整備工事費216万円は、国で進めているJアラート新型機への移行に対応するため追加するものであります。</p> <p>24ページをごらんください。</p> <p>10款2項3目学校建設費の木内々小学校及び百石小学校の非構造部材耐震改修工事実施設計委託料の減額、小学校トイレ改修工事実施設計委託料の減額、3項3目学校建設費の中学校トイレ改修工事実施設計委託料の減額は、それぞれ事業費の確定に伴</p>
--	--

	<p>うものであります。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>10款4項2目公民館費の庁用器具費214万2,000円は中央公民館及び北公民館の印刷機の更新、そのほか北公民館の石油ストーブの老朽化に伴い更新するため増額するものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>ページが戻りまして3ページをごらんください。</p> <p>14款1項1目民生費国庫負担金の障害者福祉サービス給付費負担金1,670万円、子どものための教育・保育給付費負担金2,432万4,000円は、それぞれ事業費に応じた国庫負担金の収入見込額をそれぞれ増額するものであります。</p> <p>14款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金268万5,000円は、住民記録システム旧姓併記対応業務委託に対する国庫補助金として追加するものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>15款1項1目民生費県負担金の障害者福祉サービス給付費負担金822万5,000円、子どものための教育・保育給付費等負担金1,532万3,000円は、それぞれ事業費に応じた県負担金の収入見込額をそれぞれ増額するものであります。</p> <p>15款2項1目総務費県補助金の県市町村元気事業費補助金765万3,000円は、県地方創生補助事業で実施する向山ふれあい広場公園トイレ設置工事の財源として追加するものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金4,702万8,000円は、12月補正予算の歳入歳出財源調整のため計上するものであります。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>21款1項1目土木債の明神川改修に伴う町道橋りょう架替事業債1,800万円、3目消防債の全国瞬時警報システム整備事業債210万円は、それぞれ事業実施に当たっての地方債措置として追加するものであり、下田第8分団消防ポンプ自動車購入事業債については、地方債の組み替えに伴い増減調整するもので</p>
--	--

		<p>あります。</p> <p>以上が歳入の主なものになります。</p> <p>ページが、後ろのほうに飛びます。29ページから32ページを ごらんください。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更につ いて示したものであります。</p> <p>33ページ、34ページをごらんください。</p> <p>債務負担に関する調書は、債務負担行為を追加設定した2件の 事業を反映させた限度額、支出予定額等を示したものでありま す。</p> <p>35ページ、36ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、3件の事業の追加と1件の事業の廃止 を反映させた今年度中の起債額及び償還額の増減見込額と年度 末の現在高見込額を示したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行 います。</p> <p>事項別明細書3ページから7ページまでです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款議会費から第6款農林水産業費までについての質疑を 受けます。</p> <p>事項別明細書の9ページから19ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>私は12ページのところの企画費の情報政策費、住民記録と管</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>理環境設定業務委託料、この中身についてもっと詳しく説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、これにかかわって、今、おいらせ町で処理している東芝のたしかソフトを使っていると思うんですけども、メーカーがですね、東芝については国内でも生産を中止したとかいろいろ情報が伝わっているんですけども、これらについては見直しを私はすべきだと思うんですけども、そういうふうな意味では情報収集しておりますか。このままでいったら1社だけになるんじゃないかなというふうな。他の自治体と使っている機械の整合性がまるきりなくなってきた、そういうふうな意味では将来的に町として余りいい運用にならないんじゃないかと思うんですけども、まずこの2点についてお伺いしたいと思います。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>12ページの情報政策費、住民記録システム旧姓併記対応業務委託、それからその下、WizlifeDV管理環境設定業務委託料の関係です。</p> <p>具体的なこととなりますと、担当する町民課のほうが詳しいことがわかるかと思しますので、答弁で足りないものがあれば後ほど担当課長からも補足して追加説明させていただきます。</p> <p>住民記録旧姓併記対応業務につきましては、マイナンバー制度の対応の一環として、住民票であったりマイナンバーのほうに旧姓も併記できるようにシステム改修するものであります。</p> <p>それから、その下、WizlifeのDV管理環境設定のところにつきましても、いわゆるDV被害者支援の対応の一環として、住民票等々を発行する際にDV被害者かどうかの旨を表示させて、加害者等への誤発行を防ぐためのシステム改修でございます。</p> <p>それから、もう1点、東芝に関することでございます。</p> <p>昨今、ニュース、新聞等々で東芝のことが大きく取り上げられてございます。議員にもご心配かけているところですが、これにつきましては、当町で東芝のほうにベンダーとしてお願いしているわけですが、直接的な影響はないものとしてこちらのほうでも確認をしているところであります。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>これまでの議会の中で何度か質問を受けて答弁してきているわけですが、現在、当町のシステムはベンダーを東芝としておりますが、ずっと東芝ありきで考えているものではございません。何年かの年度を区切って業者を見直し等することとしておりますし、現行の期間は、その間は東芝と契約している中でシステムを運用することになります。</p> <p>今後の流れとしましては、時期が来ましたら、今後のシステムをどうするかどうか当然ベンダーとも協議していきますが、もし他社に移行するとなりますとデータ移行費等々、膨大な経費もかかりますので、その辺の費用対効果であったり、あとは昨今、クラウドというシステムの使い方も出てきておりますので、他自治体と共同しながらシステム利用する考え方も出てきておりますので、その辺も踏まえながら、今後のシステムの運用の仕方等を考えていきたいと思っております。</p> <p>以上であります。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまの答弁に若干補足させていただきます。</p> <p>まず、住民記録システム旧姓併記対応業務委託でございますが、これは国から示されましたマイナンバー等の記載事項の充実ということになりまして、旧姓併記を希望する方に旧姓を併記した住民票等の発行、あるいはマイナンバーカードへの入力等を可能にするというようなシステムの改修でございます。</p> <p>それから、DV管理環境設定業務委託料でございますが、DVにつきましては、全国の各自治体で町民・市民あるわけなんです、の住民登録されている自治体でそういうDVの支援措置を申し出した方に対しては各自治体で情報共有しながら支援体制を構築しているところでございますが、町内の町民につきましては、転入してこられた場合も各転入された自治体で、転出したとは転出したほうの自治体へ情報提供しながら、これまでは紙ベースでやりとりしていたんですが、町民課が窓口になっておるんですけれども、それについてまた庁内の各関係課のほうに紙ベースで情報提供してこれまで実施してきました。</p> <p>新聞等でもDV加害者に対する証明書等の誤発行という全国</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>の事例も出てきていますので、この際、システムのほうを改修しながら、そういう対象者を検索したときに注意喚起できるようにしていきたいということで今回提案させていただいています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>6番。</p> <p>マイナンバーの部分については、今までも申請してから受け取るまでの期間が非常に長いというふうな方もありますし、それから高齢者にとっては利用価値というのがほとんどないという声も聞こえます。例えば今これから申告とかさまざまなのは必ずマイナンバーを記載して申告書を提出しなさいという国のほうのあれがあるようですけれども、実際に今、当町で申請して発行になるまではどのぐらいの期間を要しているのか、もう一回確認をしたいと。</p> <p>それから、全体的に当町では何%ぐらいマイナンバーが発行されているのか。これらについてもぜひお知らせをいただきたいと。</p> <p>それとDVについて、やはり全国で情報を共有するシステムというのは私は非常に大事だと思うんですけれども、他県のほうの事例を見ても、転入してきた者に対して情報管理が徹底されていないで、申請者に対して情報提供するという事例も見られますので、これらについては、職員にもそういうふうな制度的な部分、それから情報共有については徹底しなければならないと思うので、機械のソフトを変更するだけで本当に対応が大丈夫なのか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>初めに、マイナンバーカードの発行期間でございますけれども、マイナンバーについては町が直接発行しているわけではなくて、国から委託されているJ-LISという機関がございまして、そちらのほうで申請を受け付けて発行すると。そのカード自体は町のほうに来ますから、カードが届いた際に町民の方に町の</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほうから連絡して受け取りに来てもらうという流れになっております。</p> <p>期間としては、昨年までは半年とか1年かかっていましたけれども、29年度につきましては大体申請から1カ月程度で交付までなってきたのかなというふうに思っております。</p> <p>それから、高齢者に対する利用価値ということでございますけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、高齢者の方は申告とか年金等の手続にも今後必要になってくるんですけども、利用価値という点ではなかなかないというところがございますが、高齢者に関しては最近といいますか、運転免許証の返還ということもあまして、マイナンバーにつきましては身分証明書の使い方もできますので、そういう形で使っていただくことも可能だというふうに考えております。</p> <p>それから、マイナンバーカードの発行数ですが、11月末現在で2,246枚ほど発行されております。</p> <p>それから、DV支援につきましては、今回のシステムは、そういう対象者を検索した場合に注意喚起をするという画面表示されることになりまして、それで完全に防げるのかなということでいきますと、完全ではないというふうには考えておりますが、そういう形で、関係課でよく研修等をしながら、誤発行のないように努めていきたいと思っております。</p> <p>システムの中で、セキュリティーという意味でいきますと、まだ次のステップで、そういう対象者については管理者の承認をもらっていないと発行できないというようなシステムもありますけれども、それは次の段階でというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>6 番。</p> <p>例えば他県のほうを見ますと、窓口の対応というのは、非常にそういうふうな人が来ることによって危険も伴うような事例もありますので、その辺、職員で情報共有して対応していかなければ、非常に異常者のなにも窓口に来ることも想定されますので、その辺の趣旨はお互いに徹底してほしいなと思っております。</p> <p>それで、先ほど企画財政課長の答弁の中で、東芝については契</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>約期間中は継続して使用するけれども、見直しを考えなければならぬというふうな答弁です。私は当然そういうふうにするべきだし、契約期限の1年前からそういうふうな対応をしていくことによって、例えばメーカーによっては丸抱えで全て切りかえを受けますよというふうなメーカーもあるわけですから、やはりそういうふうなものも比較しながら、予算をとる前にそういうふうな対応をしていくべきだと私は思うんですけども、そうでなければ、結局期間がないから継続しましたという形でしかできないわけですから、もう1年以上前に他社、全国の自治体、そういうふうな事例を調査しながら方向づけをするべきだと私思うんですけども、最後、課長、この1点だけお願いします。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>町の情報システムに関するでございます。</p> <p>現在、当町は東芝で運用しているわけでありましたが、繰り返しの答弁になろうかと思いますが、その契約期間は東芝のシステムを前提にやることとなります。</p> <p>今後につきましても東芝ありきではございません。ただ、業者をほかにするにしても、データ移行費、システム改修等々、莫大な経費がかかることが想定されますので、そういったものを含めながら総体的に判断して、今後の業者をどこにするのか、そういったものを考えていきたいということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ここで暫時休憩します。</p> <p>2時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時32分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時33分)</p> <p>ほかに、第1款から第6款までについて質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第6款までについての質疑を終わります。</p> <p>暫時休憩します。</p>
-----------	---	--

質疑	馬場議長	<p>2時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時33分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時50分)</p>
	馬場議長	<p>引き続き、議案第66号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)について、第7款商工費から第12款公債費までについての質疑を受けます。</p> <p>事項別明細書19ページから28ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>6番、平野です。</p> <p>私は、商工振興費について質問させていただきます。</p> <p>先般、イオンにおいらせ町の展示コーナーが設置されまして、私もオープンのとおり行ってまいりました。その後を見ますと、ほとんど人がいないんですよ。私もイオンに行ったついでに2階を歩いてみた。実際にこのようなチラシとか置いてありますけれども、確認すればほとんど減っていないんですよ。ということは人が行ってないんじゃないかなというふうな。私が行ったときに一人二人と人を見かけたことがないんで、この辺についてはどういふふう利用されているのか把握しているのかですね、お聞かせをいただきたい。</p> <p>というのは、せっかく町のほうでおいらせ町の同窓会交流促進補助金の資料とか結婚支援員の募集とか出しているんですけども、あそこは場所が悪いんじゃないですか。ほとんど人が行かないようなところに設置をしたんじゃないかというふうな私思があるんですよ。ほとんど奥のほうまで行くのかなと。私を通ったときに「あついるな」というふうなのを感じたのは1回です。この実態についてひとつまずお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、先般、鮭まつりがあって、つかみ取りをやったんですけども、サケが不足したというふうなことで、つかみ取り券を現金にかえたという経過があります。これはどういふふうな形で。前もって本数、そういうふうなものを確認できていなかったのか。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。</p>

		<p>あわせて、鮭まつりの観光協会補助金が500万から600万入れているわけです。これは補助金で、そのほかに町職員が準備や撤去、そういうふうなものに土日、それから平日の部分で朝早くとか当たっているわけですが、これらを含めればこの補助金というのは相当膨らむんじゃないかと思うんですけども、この辺の把握はどういうふうになっているかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>私知っているのであれば、例えば教育委員会でやっている生涯フェスタとか、そういうものは文化協会が展示したり撤去するのは全部そこに入っている会員がやっているわけで、鮭まつりについては全職員が当たらなければならないというのがあるのかなど。これは観光協会が主催、町と一緒にしているわけで、協会の主体性というのはどこにあるのかもあわせてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>6番議員にお尋ねしますが、商工費の補正予算については、商工費全般についての関連質問ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）</p> <p>企画財政課長。</p> <p>イオンモール下田にある町の情報PRコーナーについて、当該課、企画財政課のほうで所管してやっているとありますのでお答えいたします。</p> <p>委員のご心配、また懸念、少なからず当たっているところもございませぬ。確かにオープン当初は華々しくイベントを仕掛けてやったわけですが、今現在のところ、毎月のように何かしらのイベントを仕掛けてやっているわけではございませぬ。</p> <p>その場所そのものは、イオンとの協議の中で、無償で町のほうで場所を借りてPRコーナーを設定しているものであります。今の使われ方としては、パンフであったりイベントのポスター等を張る程度でとどめてございませぬ。現状としては、来場者も余りないこともこちらで把握しておりますので、なるべく多くの方が来られるようにイベントを仕掛けることであつたり、あとはお客様が来られるような工夫をするようにしていきたいと思つてい</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	

		<p>ます。五、六百万の補助金、その倍ぐらいの金額に換算すればなるかと思います。</p> <p>提言をいただきました観光協会員、約270名あります。それらの人たちの活用方法、協力体制について、これから観光協会の理事会等もありますので、今出たということをお伝えしまして今後の運営について、これを反映できるか協議していきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番議員、補正予算以外のことですので、全般的なことに関してはまた3月の予算委員会等で質問いただければよろしいと思えますが、先ほどの再質問ですか。</p>
馬場議長		
6番		<p>そうです。</p>
(平野敏彦君)		
馬場議長		<p>では6番。手短に願います。</p>
6番		<p>いや、商工振興にかかわる部分ですから。補正の項目が……</p>
(平野敏彦君)		
馬場議長		<p>今定例会では一般会計の補正予算の議案でございますので、商工費全般についての質問はある程度抑えていただきたいということをお願いしております。質疑ですので。</p>
6番		<p>1点だけ聞いているんです。</p>
(平野敏彦君)		
馬場議長		<p>どうぞ。</p>
質疑	6番	<p>今、企画財政課長が話をしましたけれども、本当に無償提供を受けているから、実害がないからというふうな認識だとなかなか盛り上がってこないと思えます。そここのところに行ったら何か楽しみがあるとか、子供たちが行きたくなるとか、そういうふうなアイデアを出して、せっかく設置していますから人が回っていくような、例えばイオンをウォーキングして巡回するチェックの機械をそこに置けば、少なくともポイント加算でそこに行くわけですよ。人が一番通りのいいところにポイント加算のを置いている</p>
(平野敏彦君)		

		<p>んですけども、人が行かないところにああいうものを設置してもらって多く歩かせることが私はいいい意味での健康づくりになると思いますよ。そういうふうなアイデアがひとつ生まれてくるように期待をしたいと思います。</p> <p>それから、今の商工観光課長の答弁を聞いて、さすが実態把握をしているし、前に進むのかなというふうな思いがあります。</p> <p>やはりこれだけの会員数がいながら役場の職員が全て対応しなければならない。今までそれが当たり前というふうな感覚はもう見直す時期に来ているんじゃないか。そうじゃなくても、経費的な部分では試算をしていない、こういうふうな実態をやっぱり見直していくべきだと私は思います。課長がいい意味で実情をよく把握して、次に生かしていけるということで期待をしておりますので、終わります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。</p> <p>私も関連で聞くので、だめなときは。 えっ。何、手。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>今、手を挙げたのは、マイクのスイッチを6番議員に消していただきたいということの合図を。</p> <p>ああ、そういうこと。私に座れって言ったかと。 ということで、真面目に土木のほうで若干お聞きをしたいんですけども、これから言うまでもなく雪がことしは相当降るみたいでありますから、除雪の体制は万全になっているかと思いますが、やはりそれも業者の協力なくして多分できない状況であろうかと思いますが、もしその実態がわかったら教えていただきたい。</p> <p>それからあと、北方のほうは特に雪が多いんですけども、除雪の仕方が粗末という言葉が粗末かもしれませんけれども、下に雪を残して除雪をする場面が多いという話がたくさん行っているかと思うんですけども、特にそれに気をつけていただければと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>それから、ことしもいろいろな入札がございました。その中で町外の業者、入札の結果で落札しておりますけれども、その業者の方々に除雪に協力している実態がどのぐらいあるのか、もし把握できるなら教えていただければと思います。</p> <p>それから、2つ目としては公園なんですけれども、これから順次整備していくということでもありますけれども、木ノ下のほうに一向に公園の声が聞こえないので、その辺の進捗というのはどうなっているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。</p> <p>あと防災無線についてなんですけれども、これ今、木ノ下児童館が統廃合して更地にするということで、あそこに防災無線があったわけですね。それを簡単に撤去して新しいのを立てる話を全く町内に、したのかわかりませんが、違う位置に立てる話を進めないうちに撤去をしてしまったと。正規に必要であって2つあるんですから、それを簡単に撤去しては、それでは多分後手に回りますから、幅広く物事を考えて進めていただきたいし、設置する方向になっているそうですけれども、そういう場面については特に課長さん方、心を入れて部下を注視していただければということでございます。</p> <p>あと、Jアラートとのことでありますけれども、インターネットを見ればこうなっていますので、丈夫な建物に逃げろと言っても、ないのが現実ですけれども、現実的には公共施設の学校等があるんですけれども、その辺の開放という考え方があるのかなのか、その辺をお願いするし、今度、北方のほうには地下をつけた分譲住宅が何軒かこれからモデルとしてできるらしいんですけれども、その辺の考え方、どう考えているか教えていただきたい。</p> <p>以上、4点。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えいたします。</p> <p>今年度の除雪体制につきましては、昨年度と同様26社、台数につきましては町の貸付機械2台を含めまして47台で契約しております。</p> <p>次に、除雪の仕方ということでちょっとお話がありました、</p>
-----------	---------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>除雪業者との意見交換会等では、議員おっしゃるようなことも含めて助言指導として出して、また、今のお話で、直接苦情等であった場合には業者へもそういうふうな指導をしているところではありますが、ただし砂利道ということで舗装していない道路については、北部のほうでも私道等が結構あったりして、そういう部分については下まで取れないという部分もありますので、場合によってはご理解いただきたいという点が1つあります。</p> <p>それから、町外の業者が落札した件があるかというご質問でしたけれども、落札件数については、多分うちのほうで契約している業者が今年度落札した事案はないと思いますが、町外で契約している業者数だけ。全部で7社、町外のほうの業者と契約しております。</p> <p>それともう1点、木ノ下の公園の件についてですが、木ノ下の公園含めまして、公園整備の要望がある町内会の部分につきましては、実施計画を課のほうから上げる際には、順次整備していきたいということでの当課の考えということで提案というか上げておりますが、町の全体的な財政部分を含めまして、今現在、いつごろ整備するということは、木ノ下のほうを含めまして実施時期は未定ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>澤上議員から3つの質問をいただいております。</p> <p>まず1点の、木ノ下児童館にあった防災無線の撤去というふうなことですけれども、それにつきましては以前、町内会長さんとお話をして撤去というふうなことを進めました。決して勝手にうちのほうで撤去したということではございません。まして、新しい場所に今年度中につけるという形で町内会長さんと話を進めますので、今後設置になるというふうと考えております。</p> <p>次に、Jアラートに関連しての丈夫な建物の開放というふうなことでありますけれども、学校施設については私から物を申し上げるべきではないと思いますが、町では有事の際、分庁舎、本庁舎、あと病院、夜間も人がいる、守衛さんがいるところを開放していこうというふうに申し合わせをしているところでもあります。</p>
-----------	--	---

		<p>そのほかの施設については、学校等については学務課でお答えするということになります。</p> <p>次に、地下シェルターの考え方であります。個人宅の地下にシェルターをつけるというふうなことであろうかと思えますけれども、それは個人の考え方であろうというふうに思いますし、町ではそのようなことは今考えておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>Jアラートが鳴ったときの学校で受け入れの話になりますけれども、まず学校があいていれば受け入れが可能です。これは校長会でも確認を行っておりますので、そういうふうな有事は受け入れるという形になっております。実際、前回Jアラートが鳴ったときも下田小学校で2名の方を受け入れたという実績がございます。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>どうもご丁寧な説明ありがとうございます。</p> <p>例えばですけれども、除雪についてはこの町では多分やっていないと思うのですが、経営審査にそれなりに点数をプラスしてやるという考え方が県内でも結構あるそうです。この町はまだやっていないと思うので、そういう協力する業者に対しては恩典を上げるという考え方もある程度考えていただければと、提案をしておきます。これについては予算もありますので、それなりに進めていただければと思います。</p> <p>防災無線については課長と私の見解が違います。担当の方は、違う場所を見つけてくださいと町内でお願いしたのに対して、見つけられないから撤去したというニュアンスで私は聞いていますので、その辺の探りも当たってもみなくて撤去した。多分、考えれば、撤去しないでそのまま移動すれば費用対も多分少なかったような気がします。その辺もう一度、もし考え方が違えば言っ</p>

答弁	馬場議長	<p>ていただければ。</p> <p>あと、公共施設、学校も開放しているというのを今初めて私聞いたんですけれども、それは町民にお知らせが出ているのか出ていないのか、その辺もう一度お願いします。</p> <p>学務課長。</p>
答弁	<p>学務課長 (泉山裕一君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>まず、お知らせをしているか、していないかというお話になりますけれども、教育委員会からは町民に向けてお知らせはしていません。</p> <p>以上です。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
答弁	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>防災無線の件でございますけれども、私の確認している限りでは、前担当者からそういうふうな話を聞いております。ニュアンスの違いだというふうなことであれば、私の聞き間違いかもしれません。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>最後。</p> <p>先ほどから言っている公共施設を開放しているということですから、お知らせする必要があるような気がするんですけれども、その辺はこれから役場のほうで検討して、やはり皆さんに公平に逃げれる体制といいますか、命を守る体制をつくっていただければということで、それだけお願いをしておきます。</p> <p>以上。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第7款から第12款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出全款についての質疑を終わります。</p>

	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。 事項別明細書 29 ページから 32 ページです。 質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 次に、第 2 表債務負担行為補正及び債務負担に関する調書についての質疑を受けます。 議案書の 69 ページ並びに事項別明細書 33 ページから 34 ページです。 質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、第 2 表債務負担行為補正及び債務負担に関する調書についての質疑を終わります。 次に、第 3 表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。 議案書の 70 ページ並びに事項別明細書 35 ページから 36 ページです。 質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、第 3 表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第 66 号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第 15、議案第 67 号平成 29 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>環境保健課長 (小向道彦君)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の71ページから73ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1,007万1,000円を追加し、予算の総額を30億7,976万5,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、支出見込みにより、一般被保険者療養給付費及び保健事業費を増額するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、国庫支出金交付決定に伴い、国民健康保険制度関係準備事業費補助金を追加及び一般会計繰入金を減額したほか、歳入歳出財源調整のため県繰入金を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>事項別明細書3ページから6ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>事項別明細書7ページから9ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>
--------------	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>これから議案第67号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第16、議案第68号、平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第68号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の74ページから77ページ、別冊の事項別明細書の11ページから21ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ398万6,000円を減額し、予算の総額を11億1,076万2,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、公共ますの更新のための修繕料及び立蛇地区の管路の不明水対策のため補修工事費を増額したほか、事業計画の変更に伴い流域下水道事業費負担金を減額し、歳入では一般会計繰入金を増額し、地方債を減額するものであります。</p> <p>なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の確定見込みによる借入額の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>事項別明細書11ページから15ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	馬場議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。17ページから19ページです。 質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 次に、第2表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。 議案書の77ページ及び事項別明細書22ページです。 質疑ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、第2表地方債補正及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第68号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(議員席)	***なしの声***	
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	次に、日程第17、議案第69号、平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第69号についてご説明申し上げます。 議案書の78ページから80ページ、別冊の事項別明細書の23ページから29ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ68万9,000円を追加し、予算の総額を1億3,379万2,000円とする

		<p>ものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、公共ますの更新のための修繕料を増額し、歳入では一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>事項別明細書25ページから26ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>事項別明細書27ページから29ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第69号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>次に、日程第18、議案第70号、平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (小向仁生君)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>議案第70号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の81ページから83ページ、補正予算に関する説明書の31ページから43ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から1,648万1,000円を減額し、予算の総額を23億6,136万3,000円とするものです。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、制度改正対応のため介護保険システム改修委託料を増額したほか、保険給付費の見込みにより、居宅介護サービス等給付費及び居宅介護サービス計画等給付費を減額し、一方歳入では、保険給付費の見込みに合わせて国、県、支払基金の介護給付費負担金及び介護給付費繰入金をそれぞれ減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>事項別明細書の33ページから39ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。41ページから43ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第70号について採決いたします。</p>
--------------	--	---

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>次に、日程第19、議案第71号、平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の84ページから86ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に38万9,000円を追加し、予算の総額を1億7,251万1,000円とするものであります。</p> <p>歳出につきましては、保険料納入通知書印刷のための印刷製本費を増額し、歳入につきましては事務費繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>事項別明細書47ページから48ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決いたします。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第20、議案第72号、平成29年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の87ページから88ページをごらんください。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に694万9,000円を追加し、収益予算の総額を9億7,416万5,000円とするほか、資本的収入の既決予定額に10万3,000円を追加し、資本的収入予算の総額を4,764万3,000円とし、資本的支出の既決予定額に485万2,000円を追加し、資本的支出予算の総額を8,131万3,000円とするものです。</p> <p>別冊の事項別明細書の49ページから50ページをごらんください。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出では、人事院勧告等による人件費491万9,000円の増額と消耗備品費及び建物器械等の修繕費を各100万円増額し、収益的収入では、入院患者増による入院収益を594万9,000円と、その他医業外収益の寄附金100万円を増額するものであります。</p> <p>また、資本的支出では、医療機器購入費464万4,000円の増額とソフトウェア購入費20万8,000円を増額し、資本的収入では、国庫補助金として労災レセプトシステム導入支援金10万3,000円を追加し、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金474万9,000円を充当するものであります。</p> <p>説明は以上であります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

<p>質疑</p>	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>本案については、議案書と事項別明細書により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書87ページから88ページ及び事項別明細書49ページから55ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>6番、平野です。</p> <p>収入のところの寄附金100万とありますけれども、もし差し支えなければ、どういうふうな形で寄附金が入ってきたのか、それをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>医療器械の備品購入費ありますけれども、セントラルモニタ1台とありますけれども、これはどういうふうなものに対応したのか。</p> <p>この1点お願いします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それではお答えします。</p> <p>寄附金につきましては、10月25日に二川目の濤岡さんから100万円の寄附をいただいております。病院の病棟の療養環境の整備をということでいただいております。</p> <p>次のセントラルモニタについてですけれども、こちらは8人の患者さんの心電図、呼吸、酸素濃度等を関知できる装置となっております。老朽化により故障をいたしまして、今購入することになっております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>今、機械のほうのるる説明、聞き取れなかったんですけども、もう一回、ゆっくりと説明していただきたいと思います。</p> <p>それから、100万の寄附金については療養環境の整備というふうなことでありますけれども、どういうふうな形で支出のほうに持っていくのか。収入は見ているわけですから、このままいっ</p>

答弁		<p>たら今年度は3月まで補正の機会がないわけで、そうすると翌年度に環境整備をするのか、見通しがわかりませんので、もう一回お願いします。</p>
	馬場議長	<p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (小向博明君)	<p>それでは、セントラルモニタについてももう一度説明いたします。</p> <p>患者8人分の心電図、呼吸、それから酸素濃度等の遠隔監視ができるというモニターとなっております。</p> <p>それから、寄附金については、収入を100万円を資本的ではなくて、収入のほうで上げておまして、経費のほうでも今、消耗品費のほうで100万円を増額しております。それで療養環境ということで、患者さんが座る椅子とか、病室内の除菌消臭、空気清浄機という部分でこちらで購入を考えて、100万円の用途としております。</p> <p>以上になります。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>6番議員、スイッチを押してください。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第72号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第21、発議第2号、道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。</p>

	(議員席) 馬場議長	<p>発議第2号については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発議第2号は説明を省略することに決定しました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから発議第2号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第22、陳情第3号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてを議題といたします。</p> <p>平成29年第3回定例会において産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査の申し出がありましたこの件について、委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。</p> <p>産業民生常任委員長。</p>
委員長報告	11番 (西館芳信君)	<p>産業民生常任委員長です。</p> <p>産業民生常任委員会委員長報告をいたします。</p> <p>陳情第3号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、去る平成29年第3回定例会において産業民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査としたところであります。</p>

	<p>本陳情は、新潟県村上市議会に事務局を置き、同市議会議員の板垣一徳氏が会長を務める全国森林環境税創設促進議員連盟により提出されたもので、陳情の趣旨は、我が国の地球温暖化対策について、森林吸収源対策の推進が不可欠であり、山村地域の市町村による対策推進の財源として全国森林環境税を創設するよう国に対し意見書を提出することを求めるものです。</p> <p>当委員会では、10月26日、委員会室において、委員6名、説明員として農林水産課長ほか農林水産課職員の出席のもと審査を行いました。</p> <p>委員会では、自民党税制調査会における議論の流れや、各自治体における森林環境、水源環境の保全を目的とした超過課税の導入状況のほか、当町の森林面積は12.9ヘクタール、森林率18%程度となっており、県内でも森林面積、森林率が下位に位置し、当町における林業従事者数も極めて少ないこと。また、税創設による市町村配分で、森林台帳システム整備や、伐採後の植樹助成が当町で考えられる事業であるとの説明を受けました。</p> <p>その後の委員間の協議では、当町の森林面積の大小にかかわらず、ひとしく恩恵を受けていることから、森林環境税の創設に理解を示す意見がありましたが、今後の消費税増税が想定される中、これ以上の税負担の増加について十分検討してみるべきではないかという意見、また、東北6県の中で唯一、我が青森県だけが森林環境、水源環境の保全を目的とした超過課税を実施していないことから、今後の県の動向を確認してからではどうかという意見もあり、最終的には、いましばらく様子を見るべきという結論に至り、当委員会といたしましては不採択とすべきものと決定しました。</p> <p>しかし、委員からは、森林環境に関する情報や税創設に関する全国の動向把握のためにも、当町が平成22年度をもって脱退した全国森林環境税創設促進連盟には再度加盟すべきものであるとの意見があったことを付しまして、以上、産業民生常任委員会委員長報告といたします。</p> <p>産業民生常任委員会報告が終わりました。</p> <p>この報告について質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
--	---

馬場議長

日程終了の告知	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時39分)</p>
	馬場議長	<p>それでは、休憩を解いて会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時40分)</p>
	馬場議長	<p>これから陳情第3号について採決をいたします。 この陳情に対する委員長の報告は不採択です。 陳情第3号を採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**賛成者起立**</p> <p>起立なしでございます。 よって、陳情第3号は不採択とすることに決しました。</p>
	馬場議長	<p>以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申し出ありましたので、これを許します。 演壇でお願いします。 町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>平成29年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には師走の大変お忙しいところ、ご多用のところご参集いただき、また提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚く御礼申し上げます。 議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、残る任期を誠心誠意、町政運営に全力で努めてまいりたいと存じます。 さて、今定例会が終わりますと、平成29年もういよいよ年の瀬を迎えます。本年最後の議会を終えるに当たり、議員各位には改めてこの1年間、町政運営に対しましてご理解とご協力を賜りま</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 30 年 2 月 14 日

議 長 馬 場 正 治

署名議員 木 村 忠 一

署名議員 澤 上 訓

署名議員 澤 上 勝